

伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等運動施設

緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館、緑ヶ丘プール、
野球場、猪名川運動広場、古池運動広場

指定管理者募集要項



令和 8 年 9 月

伊丹市教育委員会事務局

目 次

募集要項

1. 指定管理者の募集	P1
2. 対象施設	P1
3. 行政財産目的外使用を許可している物件一覧	P1
4. 開館時間・使用時間・休業日	P2
5. 業務の範囲	P2
6. 管理業務概略	P2
7. 指定管理者と伊丹市のリスク分担	P4
8. 応募資格	P5
9. 応募手続き	P6
10. 提出書類	P6
11. 選定基準	P7
12. 施設利用料金に関する事項	P9
13. 指定管理に関する経費の支払	P9
14. 指定期間	P10
15. 選定結果の通知時期	P10
16. 指定手続きが議決を要すること及び指定の時期	P10
17. 法令等の遵守	P10
18. その他	P11
19. 添付書類	P11

1. 指定管理者の募集

伊丹市立体育施設は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興と心身の健全な発達を図ることにより、市民福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設で、中でも緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等は、伊丹スポーツセンターに次ぐ規模の施設として、40年以上、市民にスポーツの場と機会を提供してきました。

今回、指定期間満了に伴い、現行の施設を適切に継続活用しながら、市のスポーツ推進計画に基づき、子ども若者をはじめ高齢者まで、多様な市民のニーズに応え、市民のスポーツ実施を更に推進するため、効率的・効果的で、創意工夫に基づいた管理運営を行っていただく事業者（法人その他の団体）を募集します。

なお、今回の指定管理期間は、中長期的な事業計画や人材育成、設備維持管理等を効果的に実施できるよう、5年間とします。

2. 対象施設

指定管理の対象施設は下表のとおりです。（一括指定）

※施設の詳細は、別紙1「伊丹市立緑ヶ丘体育館・武道館等管理施設一覧（詳細）」を参照してください

名 称	住 所
伊丹市立緑ヶ丘体育館・武道館	緑ヶ丘1丁目10番地の1
伊丹市立緑ヶ丘プール	緑ヶ丘1丁目20番地
伊丹市立野球場	瑞ヶ丘1丁目1番地
伊丹市立猪名川第1運動広場	北伊丹9丁目地先
伊丹市立猪名川第2運動広場	北伊丹9丁目地先
伊丹市立猪名川第3A運動広場	東桑津字池田川筋地先
伊丹市立猪名川第3B運動広場	東桑津字池田川筋地先
伊丹市立猪名川第4運動広場	東桑津字池田川筋地先
伊丹市立古池運動広場	荻野6丁目24番地

3. 行政財産目的外使用を許可している物件一覧

- 緑ヶ丘体育館
自動販売機 3台
- 緑ヶ丘プール
自動販売機 3台
- 市立野球場
自動販売機 1台
- 猪名川駐車場
自動販売機 1台
- 古池運動広場
自動販売機 1台

※これら自動販売機については、市が直接設置業者に使用を許可しているため、指定管理の対象外とします。ただし、本件に係る光熱水費の支払いについては、指定管理者が行います。

4. 開館時間・使用時間・休業日

施設名	開館時間又は使用時間		休業日
伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館	午前9時から午後9時まで		火曜日（休日に当たるときは、その翌日）及び12月28日から翌年1月4日まで
伊丹市立緑ヶ丘プール（一般使用時間帯等）	日曜日及び休日以外の日	午前10時から午後7時まで	9月1日から翌年6月30日まで
	日曜日及び休日	午前9時から午後7時まで	
伊丹市立野球場、伊丹市立猪名川第1運動広場及び伊丹市立猪名川第2運動広場	4月から9月まで	午前7時から午後7時まで	12月28日から翌年1月4日まで
	10月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで	
伊丹市立猪名川第3運動広場、伊丹市立猪名川第4運動広場及び伊丹市立古池運動広場	午前9時から午後5時まで		

5. 業務の範囲

- (1) 体育・スポーツの指導者に対する研修を実施すること。
- (2) 体育・スポーツに関する講習会、研究会等を開催し、これらのために施設を利用させること。
- (3) 体育・スポーツの練習又は競技のために施設を利用させること。
- (4) 体育・スポーツに関する相談に応じること。
- (5) 体育・スポーツに関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 体育施設の開館時間、使用時間、休業日等体育施設の運営に関すること。
- (7) 体育施設の使用許可等に関すること。
- (8) 体育施設の利用料金の徴収等に関すること。
- (9) 体育施設及び設備の維持管理に関すること。
- (10) その他教育委員会が必要と認める事業。

6. 管理業務概略

- (1) 緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館
 - ①使用受付に関する業務
 - ②利用料金の徴収に関する業務
 - ③維持管理（原形に変更を加える修繕及び模様替えを除く。）業務
 - ④自動販売機設置に伴う管理業務
 - ⑤その他管理に必要な業務
- (2) 緑ヶ丘プール
 - ①入場券の発売等に関する業務
 - ②利用料金の徴収に関する業務（専用使用含）
 - ③維持管理（原形に変更を加える修繕及び模様替えを除く。）業務
 - ④監視業務
 - ⑤自動販売機設置に伴う管理業務
 - ⑥その他管理に必要な業務

(3) 野球場等

- ①使用受付に関する業務
- ②利用料金の徴収に関する業務
- ③維持管理業務（猪名川増水時のサッカーゴール等の撤去を含む。）
- ④点検整備業務
- ⑤自動販売機設置に伴う管理業務
- ⑥その他管理に必要な業務

7. 指定管理者と伊丹市のリスク分担

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	協議 (分担)	指定管理者 (負担限度 付)
物価変動	指定後のインフレ等による経費の増加		○		
	収支計画に多大な影響を与えるもの（※1）			○	
資金調達	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
	指定管理委託料の支払遅延など、市に帰責事由があるもの	○			
	業者等への経費の支払遅延など、指定管理者に帰責事由があるもの		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	上記以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	その他事由によるもの		○		
管理運営の 中断・中止（※2）	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	その他事由によるもの			○	
施設等（※3）の 損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	その他事由によるもの （上段：1件あたり、下段：年間合計）				30万円
					700万円
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力（※4）	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※1 著しい物価変動が発生し、収支計画等に多大な影響を与えるものについては、別途甲乙協議を実施するものとする。なお、著しいとは、指定期間にかかる債務負担行為設定額を、最終年度を待たずして超えることが容易に想定されるなど、指定管理者の経営努力では到底賄いきれない程度の物価上昇等が発生した場合

※2 施設が廃止となった場合は、市に帰責事由がないものとします。

※3 施設等とは建物、敷地、工作物、機械設備、資料、展示品など、指定管理者に管理運営業務委託する建物および付随する施設や設備をさす。

※4 不可抗力とは暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどをさす。台風や豪雨により、猪名川河川敷が冠水した場合、被災から年度末まで施設の利用ができないリスクがあります。

※市では施設での事故等にそなえ、次の保険に加入しており、指定管理者が当該保険の賠償内容で十分と判断した場合においては、別途保険に加入の必要はない。ただし、下記の場合については市と協議を行い、必要に応じて別途保険に加入すること。

- ・指定管理者が独自に行う事業を実施する場合
- ・指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合
- ・指定管理業務の範囲内において、当該保険の対象外である事業を実施する場合
(市が加入する保険の補償内容)

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

身体賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	10億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円
免責金額	なし	

別途保険の加入に係る経費については、施設の管理に要する経費として収支計画書等に計上し、委託費に含めるものとする。ただし、保険料の妥当性については十分に精査するものとする。

市の保険を適用する場合は、市が賠償主体となるため、示談・賠償額の決定につき議会の議決を要するので注意すること。

※業務の委託の制限

業務の全部を一括して、第三者に委託又は請け負わせることはできません。ただし、市の承諾を得た場合には、業務の一部を委託又は請け負わせることができます。この場合に生ずる費用の負担、第三者に生じた損害への賠償等は、すべて指定管理者が行うものとします。また、委託の内容を変更する場合には、市の承諾が必要となります。

8. 応募資格

- (1) 応募者は、法人その他の団体、若しくはグループ（法人格の有無は問いません。）とし、個人での応募は受け付けません。

また、次のいずれかに該当する場合は、応募することはできません。

- ①法人又はその他団体の代表者が法律行為を行う能力を有しないもの
- ②施設の管理にあたり法令及び条例上の免許、許認可又は資格が必要な場合において、当該免許、許認可又は資格を有しないもの
- ③破産手続開始の決定を受けた法人、又は代表者に破産手続開始の決定を受け復権を得ないものがあるその他団体
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ⑤法人又はその他団体の代表者が国税（法人税、消費税（地方消費税を含む））、地方税を滞納しているもの
- ⑥本市において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に参与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱第4条各号に該当するもの（別紙4参照）

- (2) 共同事業体による申請の場合の条件

- ①複数の法人等が共同事業体を構成して申請する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。
- ②同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。
- ③単独で申請した団体は、共同事業体で申請する場合の構成団体となることはできません。
- ④代表となる団体及び共同事業体を構成する団体の変更は原則として認めません。

ただし、共同事業体を構成する団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

9. 応募手続き

- (1) 募集要項の配布 **【業務内容仕様書、提出書類の様式等はこの時に配布します】**

令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）

①配布場所：伊丹市教育委員会事務局スポーツ振興課窓口
又は同課ホームページよりダウンロード

②配布時間：午前9時～午後5時00分（土・日・祝日を除く。）

- (2) 現地（伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館、伊丹市立緑ヶ丘プール）説明会の開催

令和8年9月8日（火） 午後2時～ 1時間程度

※注意事項 ①説明会に参加される方は、3人以内とさせていただきます。

②希望団体全体で行います。事前に参加者の報告をしてください。

③施設の所在地については、体育施設概要を参考にしてください。

④その他の施設（運動広場関係）については、必ず各々現地確認を実施してください。

- (3) 質問受付

令和8年9月1日（火）～令和8年9月18日（金）

こちらで指定する質問書にてFAXかe-mailで質問項目ごとに1枚の質問書（別紙2）をご使用ください。

FAX：072-784-8083 e-mail：ed-sports@city.itami.lg.jp

※9月25日（金）までに市ホームページで回答します。

- (4) 提出期限

令和8年9月30日（水） 午後5時00分

申請書類は持参により受け付けるものとします。

提出部数につきましては、原本1部、複写2部をご提出してください。

併せて、提出書類に係る電子データを記録したCD-ROM又はDVD-ROMも併せて提出してください。

※郵送、FAX又はe-mailでの提出は受け付けません。

なお、様式第1号、様式第3号、様式第3号-②及び様式第4号についてのデータ形式はMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれかに限ります。

- (5) 提出先

伊丹市教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課（伊丹市役所2階）

午前9時～午後5時00分（土・日・祝日を除く。）

10. 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を伊丹市教育委員会に提出しなければなりません。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

- ①指定管理者指定申請書（様式第1号）

- ②令和9年度から令和13年度の各年度の指定管理施設の管理に係る事業計画書（様式第3号）、自主事業計画書（様式第3号-②）及び収支計画書（様式第4号）

・収支予算書の支出欄の管理費修繕料は（7,000千円）と記入してください。

・収支計画書作成時は、施設実施事業と自主事業を適切に区分してください。

・自主事業計画書作成時は、市民の利用を促進するような事業提案をしてください。

【施設実施事業】

施設の設置目的に則して指定管理者が実施する事業で、市が実施を義務付ける事業を含め、その経費と収入を収支計画書に計上して実施する全ての事業をいう。

【自主事業】

施設の設置目的に則して、指定管理者が自らの経費で実施する事業で、当該事業の実施により得られる収入は、指定管理者の収入とする。指定管理者は、原則として、当該事業の実施に伴う施設使用料等を収めなければなりません。一般利用者の活動の妨げにならないかなどを判断した上で、実施の可否を決定することとなります。

- ③定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ④申請の日の属する事業年度の前事業年度を含め3年分の財産目録、収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- ⑤指定申請の日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書
- ⑥組織図（機構図）等現在の運営体制がわかる資料
- ⑦現に行っている事業の概要を記載した書類
- ⑧国税（法人税及び消費税に限る。）及び本市の市税（市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に限る。）の滞納がない旨の証明書（指定管理施設の公募を開始した日以後に交付されたものに限る。）又はこれらの税の納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
- ⑨防火管理者（甲種）の資格を証明する書類
- ⑩「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」に基づく誓約書（別紙3）
- ⑪同事業体を結成する場合は同事業体構成届（別紙5）
- ⑫申請書概要（別紙6）

1 1. 選定基準

（1）選定方法

- ①伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等指定管理者選定委員会において、第1次審査（書類審査）、第2次審査（プレゼンテーション審査：15～20分程度）により指定管理者を選定する。日時等詳細については、別途通知する。
- ②第1次審査、第2次審査共に合計得点が6割に満たない場合は選外とする。
- ③第1次審査は、審査表に基づき、提出書類による審査・採点を行う。
第2次審査は、審査表に基づき、第1次審査の提出書類の内容を含めてプレゼンテーション及び質疑応答による審査、採点を行う。
- ④応募団体が3団体以内の場合は、第1次審査は行わない。第2次審査にて提出書類を含めたプレゼンテーション及び質疑応答による審査・採点を行う。なお、第1次審査の有無等は、応募者数把握後、速やかに各応募者に通知する。
- ⑤応募団体が3団体を超える場合は、提出書類による第1次審査の採点結果により、各委員の得点を合計した点数の高い上位3団体を第2次審査に進む団体として決定する。この結果については、速やかに各応募者に通知する。
- ⑥第2次審査の採点の結果、第2次審査の点数の最も得点の高い団体を指定予定者として選定し、各団体へ指定予定者選定結果通知書の送付により結果を通知する。
- ⑦⑥の採点の結果について、得点の高い順に順位を付す。なお、指定管理前に、指定予定者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、第2次審査後対象者で2位以下の申請者を上位順に指定予定者とする。

（2）指定管理委託料

単年度：45,000,000 円～50,000,000 円

5年間総額：225,000,000 円～250,000,000 円

（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※令和9年4月1日から料金改定を予定しております（詳細は資料6）

(3) 選定基準

選定基準		配点
1	事業計画の内容が、指定管理施設の設置目的を効果的に達成できるものであること。	100
	(1) 施設の設置目的を理解し、その趣旨に沿った基本方針を立てているか。	10
	(2) 事業計画の内容は、施設の課題等を的確に把握したものであり、具体的かつ建設的であるか。	30
	(3) 施設実施事業の内容は、仕様書に応じ、創意工夫されているか。	25
	(4) スポーツ実施率の向上に向けた、利用者増加の取り組み、サービス向上となる方策が提示されているか。	30
	(5) 施設目的に沿った効果的な自主事業が計画されているか。	5
2	施設管理経費の妥当性（価格点）	60
3	個人情報の保護及び情報の公開、その他情報管理が適切にできるか。	5
	(1) 個人情報の保護や情報の公開、その他情報管理は適切であるか。	5
4	市民の平等・公平な利用が確保できているのか。	5
	(1) 市民の平等利用の確保に関する考え方は適切か。	5
5	施設の管理運営を安定して行う能力を有しているか。	30
	(1) 法人等の財務状況、運営体制に問題がなく、指定管理期間中の業務継続に不安はないか。	5
	(2) 業務遂行に際して十分な知識や経験を有しているか。同様の施設での管理実績はあるか。	5
	(3) 関連する法令・条例等を理解し、その遵守が図られるか。	5

(4)	職員の配置及び職員数、管理体制は適切か。また、研修計画など職員の資質向上のための措置が取られているか。	10
(5)	トラブル・緊急時の対応を含めた、危機管理体制が明確となっているか。	5
合計		200

(4) 価格点表

区分	見積額	価格点(※)
A	5,000 万円超	見積額 5,000 万円を超える提案については、失格とする
B	5,000 万円以下 4,750 万円超	$0 \text{ 点} + (30 \text{ 点} - 0 \text{ 点}) \times (5,000 \text{ 万円} - \text{見積額}) / (5,000 \text{ 万円} - 4,750 \text{ 万円})$
C	4,750 万円以下 4,500 万円超	$30 \text{ 点} + (60 \text{ 点} - 30 \text{ 点}) \times (4,750 \text{ 万円} - \text{見積額}) / (4,750 \text{ 万円} - 4,500 \text{ 万円})$
D	4,500 万円以下	60 点

※価格点に使用する見積額：5ヶ年平均額

※整数未満の端数が生じた場合は四捨五入を行う

(5) 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ①記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ②申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ③虚偽の内容が記載されている場合
- ④その他選定委員会で不相当と認められる場合
- ⑤指定管理委託料の上限価格を超える提案の場合

(6) 管理の基準

- ①伊丹市立体育施設条例、伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則、伊丹市立緑ヶ丘プール規則、伊丹市立野球場等規則に規定したもの
- ②個人情報の保護に関する法律、伊丹市情報公開条例に規定したもの
- ③伊丹市行政手続条例などに規定したもの
- ④サービス向上に繋がる積極的な提案を行うこと（ただし、提案された内容がすべて認められるものではないとする。）
- ⑤当該施設は災害時の避難場所であり、災害時は施設管理が制約されること。また、避難所の開設・運営に協力すること。

1 2. 施設利用料金に関する事項

利用料金の収入は指定管理者の収入となります。

1 3. 指定管理に関する経費の支払

伊丹市が支払う指定管理料には、人件費、施設管理費(光熱水費、設備点検、警備等に係る経費及び修繕費)及び事務費等が含まれています。なお、原則として指定管理料の精算は行いません。

ただし、修繕料については、原則として常備修繕に係る年度予算額の範囲内で修繕を

行うものとし、これを超える修繕が必要となった場合は、市と指定管理者との協議の上、原則として市予算より執行するものとします。また、剰余金が生じた場合は市に返納するものとします。

修繕の見積金額が30万円を超える場合は、市と協議のうえ、執行してください。

なお、年次計画や災害などの不可抗力に起因する大規模修繕は、伊丹市が負担します。

伊丹市が指定管理者に支払う指定管理料は、年度毎の予算を基に協定により決定し、支払い時期や方法についても協定で定めます。

1 4．指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）

1 5．選定結果の通知時期

一次選考 令和8年10月上旬

二次選考 令和8年10月中旬

（選定結果は、選定委員会にかけられた応募者全員に文書で通知します。）

1 6．指定手続きの議決及び指定の時期

（1）指定手続きが議決を要すること

選定委員会で指定管理者の候補に選ばれた場合でも、直ちに指定はされません。

指定管理者の指定には市議会の議決を必要とします。

（2）指定の時期

令和8年12月下旬

1 7．法令等の遵守

（1）指定管理者は、業務の遂行に関連する下記の法令等を遵守すること。

- ・地方自治法、同法施行令
- ・労働基準法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法ほか労働関係法令
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・個人情報保護に関する法律
- ・伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則
- ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- ・伊丹市行政手続条例、同施行規則
- ・伊丹市情報公開条例、同施行規則
- ・伊丹市暴力団排除条例、伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱
- ・伊丹市立体育施設条例、伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則、伊丹市立緑ヶ丘プール規則、伊丹市立野球場等規則
- ・その他関係法令

※上記法令等のほか、伊丹市スポーツ推進計画の基本理念及び重点施策等に則すること。

また、本市の総合計画等主な行政計画についても参照すること。

（2）情報公開に努め、利用者の意見を聴取し、適時管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めること。

（3）施設の管理運営上知り得た情報については他に漏らしてはならない。指定期間終了後も同様とする。

1 8．その他

（1）提出された書類は、指定予定者の選定以外の用途には使用しません。

（2）提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用の目的は、選定委員会等の検

討に限ります)

- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。ただし、非公開とすべき個人情報等を除きます。
- (4) 指定管理者は、管理に当たって、本市の意図するところに従い、常に善良な管理者の注意をもって管理に努めるものとします。
- (5) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」趣旨を十分に理解し、当該施設における障害者の雇用、働く場の確保について配慮すること。
- (6) 伊丹市環境マネジメントシステム適用施設に準じ、環境負荷の低減等、環境に配慮した施設運営に取り組むこと。
- (7) 火災、盗難その他の災害の防止に努め、災害等が発生したときは、直ちに施設の保全のために必要な措置をとらなければならない。
災害発生等、緊急時の施設利用については、本市と協議する。
- (8) 指定管理業務の運営状況(利用状況、収納状況)について必要に応じて報告をすること。
- (9) 指定管理者は、業務を行うに当たり、業務上知りえた内容を第三者に漏らし、自己の利益のために使用することは出来ません。指定期間終了後も同様です。
- (10) 定期的に連絡会議の開催、モニタリング等の現地調査を実施します。
- (11) 協定に定めのない事項及び協定に関し疑義を生じたときは、本市と協議して定めるものとします。

19. 添付書類

①伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等の管理に関する指定管理者仕様書

②申請書類一式

【様式第1号】指定管理者指定申請書

【様式第2号】申立書

【様式第3号、第3号-2】事業計画書

【様式第4号】収支計画書

【別紙1】伊丹市立緑ヶ丘体育館・武道館等管理施設一覧（詳細）

【別紙2】質問書

【別紙3】誓約書

【別紙4】伊丹市暴力団排除条例

【別紙5】共同事業体構成届

【別紙6】申請書概要

③参考資料

【資料1】位置図、配置図、平面図

【資料2】緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等 指定管理収支報告書

【資料3】緑ヶ丘体育館等貸与物品一覧

【資料4】伊丹市立体育施設条例

【資料5】伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則、伊丹市緑ヶ丘プール規則、
伊丹市立野球場等規則

【資料6】伊丹市立体育施設条例 利用料金改定表